

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅶ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと(施策目標Ⅶ-3-1) 基本目標Ⅶ-ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標3:戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>援護・業務課長 阿部 一貴 援護企画課長 西平 賢哉 事業課長 星野 正司 援護企画課中国残留邦人等支援室長 宇口 良子</p>
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下を柱に実施している。 1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰藉又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。 2. 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしょうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。 3. 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 4. 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立支援を行う。 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 5. 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への送達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 ・ 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) ・ 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) ・ 捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成3年外務省告示第311号)</p>			
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 ・ 軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。 ・ 受給者等の高齢化が進んでいる(援護年金受給者:約14千人、平均年齢92.4歳(令和6年度末現在))。 ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦後何十年といった特別な機会をもらえ、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。特別弔慰金等の裁定は都道府県に委託しており、国としては、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進している。 ・ 第11回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までであり、令和7年6月3月末現在の請求受付件数は約76.8万件、裁定処理済み件数は約76.7万件。</p> <p>2. 次世代への継承 ・ 「昭和館」では、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える役割、「しょうけい館」では戦傷病者とその家族の労苦を伝える役割を果たしている。 ・ 戦後75年以上が経過して、当時を知る関係者も高齢化していることから、次世代への労苦継承は喫緊の課題となっている。 ・ より多くの人に知る機会を提供するべく、昭和館ではオンラインで展示を見学できる「バーチャル昭和館」やデジタルアーカイブの公開、しょうけい館ではオンライン会議システムを用いた学習用コンテンツの整備など、インターネットを活用した取組も行っている。</p> <p>3. 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進 ・ 先の大戦における海外戦没者(沖縄及び硫黄島を含む。)は約240万人。 ・ 未収骨遺骨約112万柱のうち、約30万柱が沈没した艦船の遺骨で、約23万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にある。これらを除く約59万柱の御遺骨を中心に、現地調査や遺骨収集を推進。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)において、戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられ、平成28年度から令和11年度までの間を遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」とすることとされた。 ・ 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨。 ・ 遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施。また、慰霊碑について、経年劣化等により補修が必要となった場合は補修工事を実施するなど、維持管理等を実施。</p> <p>4. 中国残留邦人等への支援 ・ 永住帰国した中国残留邦人等の自立を支援するため、地域の实情に応じて、医療機関で受診する場合に通訳を行う自立支援通訳や日常生活の諸問題に関する相談等に応じ必要な援助を行う自立指導員の派遣、日本語の習得や維持のほか、地域での孤立防止を目的とした高齢者向けの「日本語交流サロン」等を実施。 ・ 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加しているが、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しているため、当該高齢化への対応として全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置し、「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を実施。「語りかけボランティア」は、介護事業所等において、介護サービス利用中の中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけ支援を実施。</p> <p>5. 旧陸海軍関係の恩給進達等の事務 ・ 旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となるほか、叙勲等の際に軍歴が必要とされる。 ・ 旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。 ・ 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加しているが、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しているため、当該高齢化への対応として全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置し、「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を実施。「語りかけボランティア」は、介護事業所等において、介護サービス利用中の中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけ支援を実施。 ・ 軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。 ・ ロシア連邦政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、抑留中死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。 ・ 旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、上記の遅やかな対応が求められている。</p>			

施策実現のための課題	1	<p>援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に基づき事務(都道府県へ委託する分を含む)を迅速かつ適切に処理することが課題である。</p>	
	2	<p>戦後75年以上が経過して、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させるとなく次世代へ伝えていくことが課題である。</p>	
	3	<p>戦後75年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。 また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。</p>	
	4	<p>中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多く、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。</p>	
	5	<p>援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用し、迅速かつ適切に処理することが課題である。また、抑留中死亡者に関する新たな情報が不足する中、ロシア連邦政府等から取得した資料と整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用した照合調査の充実が課題である。</p>	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	<p>援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること。</p>	<p>受給者等の高齢化が進んでいることに鑑み、請求から支給に至る事務を早期に処理し、少しでも早く給付を受けていただくことが重要であるため。</p>
	目標2 (課題2)	<p>戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。</p>	<p>戦後75年以上が経過して、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させるとなく次世代に継承することの重要性が高まっているため。</p>
	目標3 (課題3)	<p>戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。</p>	<p>遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、戦没者の慰霊追悼を行うため、慰霊巡拝等を着実に実施し、戦没者遺族の慰藉を図ることが重要であるため。</p>
	目標4 (課題4)	<p>言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。</p>	<p>高齢化する中国残留邦人等の支援のためには、地域におけるきめ細かな支援が重要であるため。</p>
	目標5 (課題5)	<p>遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係等資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。</p>	<p>一定の事務処理期間を設定することで、迅速な履歴証明の発行と、恩給進達を担保することができるため。 照合調査を充実させることが、早期の抑留中死亡者特定と関係遺族への通知に繋がるため。</p>

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
○1	援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6か月以内に裁定を行った件数の割合(アウトプット)	令和2年度から令和6年度の実績値のうち一番高い値 87.5	令和2年度から令和6年度の実績値のうち一番高い値 88%	毎年度	93%以上	91%以上	88%以上	86%以上	88%以上	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金等の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。(援護年金受給者:約1.4千人、平均年齢92.4歳(令和6年度末現在)) (出典):業務上取得した計数による。	・ 目標値については、過去5年間(令和2年度から令和6年度)における実績値のうち一番高い値である令和2年度実績値87.5%を上回る値を設定する。 (参考1)令和2年度実績87.5% (参考2)令和6年度実績値75.0%は分母:受付件数(48件)、分子:受付件数のうち6か月以内処理件数(36件)から算出したもの。	
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
2	第11回特別弔慰金について、請求受付件数の累計(単位:千件)				682	762	768	768	・ 第11回特別弔慰金は、請求受付期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までとしており、請求者は期間内の任意の年度に請求を行うものである。そのため、年度ごとに請求受付件数及び裁定県処理済み件数に大きく偏りがあるが、これらを把握することは、特別弔慰金の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進するために重要な指標である。			
3	第11回特別弔慰金について、裁定県処理済み件数の累計(単位:千件)				658	744	767	767				
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		執行額	執行額									
(1)	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務 (昭和27年度)	※	※	※	1	※					002753	
(2)	戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業 (昭和28年度)	※	※	※	-	※					002755	
(3)	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給事務 (昭和38年度)	※	※	※	-	※					002754	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
4	昭和館の累計入館者数(アウトカム)	-	-	11,562,218以上	令和17年度	前年度(71,114人)以上	前年度(82,463人)以上	前年度(143,415人)以上	23万人以上	297,615人	<p>・より多くの方々が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。</p> <p>(出典)：業務上取得した計数による。</p>	<p>・目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が感染拡大前と比較して減少しており、一定の来館者数を保つことが課題となっている。(このため、令和2～5年度の目標値は、感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるため前年度以上の入館者数を設定していた。)</p> <p>・当初、中期的には、戦後80年(令和7年度)を目標年度とし、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、令和7年度における来館者数の目標値を約30万人(平成26年度から令和5年度まで来館者数の平均値)、最終目標値を約729万人としていた。</p> <p>令和7年度より目標年度を戦後90年(令和17年)とし、当該年度における来館者数の目標値を約52万人(過去最高であった平成27年度の入館者数)と設定した上で、令和6年度の実績値との差を勘案し、年約22万人の増加を目標値とし、これを踏まえて、最終目標値を約1156万人(これまでの累計来館者数約703万人+令和17年度までの目標約453万人)に修正することとする。</p> <p>(【参考】令和6年度末までの累計入館者数(実績)：約703万人)</p>
						82,463人	143,415人	169,170人	274,874人			
5	しょうけい館の累計入館者数(アウトカム)	-	-	2,749,189人以上	令和17年度	前年度(16,982人)以上	前年度(15,745人)以上	前年度(18,158人)以上	4万人以上	25,845人	<p>・より多くの方々がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその家族が戦中・戦後に体験した労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。</p> <p>(出典)：業務上取得した計数による。</p>	<p>・目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が大幅な減少傾向にあり、一定の来館者数を保つことが課題となっている。(このため、令和2～5年度の目標値は、感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるため前年度以上の入館者数を設定していた。)</p> <p>・当初、中期的には、戦後80年(令和7年度)を目標年度とし、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、令和7年度における来館者数の目標値を約8万人(平成26年度から令和5年度まで来館者数の平均値)、最終目標値を約190万人としていた。</p> <p>令和7年度より目標年度を戦後90年(令和17年)とし、当該年度における来館者数の目標値を約14万人(過去最高であった平成27年度の入館者数)と設定した上で、令和6年度の実績値との差を勘案し、年約12万人の増加を目標値とし、これを踏まえて、最終目標値を約274万人(これまでの累計来館者数約179万人+令和17年度までの目標約95万人)に修正することとする。</p> <p>(【参考】令和6年度末までの累計入館者数(実績)：約179万人)</p>
						15,745人	18,158人	8,683人	13,684人			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
6	昭和館ホームページの閲覧数					303,567	349,984	149,451	1,387,342		<p>ホームページの閲覧を通じて、遠方に住んでいる方をはじめ来館しない方にも施設の情報や戦中・戦後の労苦を次世代に伝えることにつながるため、ホームページの閲覧数を参考指標として設定する。※なお、昭和館の令和5年度の閲覧数が大幅に減少していることについては、ホームページ閲覧数のカウント方法を変えたことによる。また、令和6年度からはデジタルアーカイブの閲覧数を含む。</p>	
7	しょうけい館ホームページの閲覧数					38,960	53,082	49,797	47,891			
達成手段2(開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									
		執行額	執行額	予算額								
(4)	戦傷病者福祉事業(昭和47年度)	※	※	※	5	※					002757	
(5)	昭和館運営等事業(①平成11年度、②平成14年度)	※	※	※	4	※					002756	
		※	※									

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
9	慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合(アウトカム)	-	-	3年間の平均値以上	毎年度	平成30年度から令和2年度までの平均値(87%)以上	令和元年度から令和3年度までの平均値(87%)以上	令和2年度から令和4年度までの平均値(87%)以上	令和3年度から令和5年度までの平均値(86%)以上	令和4年度から令和6年度までの平均値(87%)以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慰霊巡拝事業は、遺骨収集事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。 ・ したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義なものとするため、当該数値を測定する。 (出典)：業務上取得した計数による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることになっていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が過去3年間の平均以上となるよう目標値を定めている。 (参考1)平成29年度実績：87%、平成30年度実績：88%、令和元年度実績：88%、令和2年度実績：84% (参考2)令和6年度実績値91%は分母：慰霊巡拝参加者アンケート回答人数(215人)、分子：慰霊巡拝参加遺族へのアンケートで慰霊巡拝全体の感想を「満足」と回答した人数(196人)から算出したもの。
						8	慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合(アウトカム)	-	-	3年間の平均値以上		
達成手段3(開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(6)	遺骨伝達等事業(昭和26年度)	※	※	※	-						002760	
(7)	遺骨収集関連事業(昭和27年度)	※	※	※	9						002759	
(8)	戦没者追悼式挙行等事業(①昭和38年度、②昭和39年度)	※	※	※	-						002758	
(9)	慰霊碑の維持管理等事業(昭和45年度)	※	※	※	-						002763	
(10)	慰霊巡拝事業(昭和51年度)	※	※	※	8						002761	
(11)	慰霊友好親善事業(平成3年度)	※	※	※	-						002762	
(12)	民間建立慰霊碑管理促進事業(平成15年度)	※	※	※	-						002764	

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	目標年度	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
10 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)(アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の96%(17,563件)以上	前年度の96%(20,023件)以上	前年度の95%(19,344件)以上	前年度の95%(17,969件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	・中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。 ・高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、そうした方々の自立の支援につなげるため、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)令和2年度実績:18,294
11 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件)(アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の96%(1,036件)以上	前年度の96%(1,103件)以上	前年度の95%(1,132件)以上	前年度の95%(1,121件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	・中国残留邦人等は、長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している。 ・このため、日常生活の諸問題に関する相談に応じるのが重要であり、中国残留邦人等の自立支援を行うため、自立指導員の指導員派遣実績数を測定測定とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)令和2年度実績:1,079件
達成手段4(開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(13)	中国残留邦人等身元調査事業(昭和48年度)	※	※	※	-	※				002765	
(14)	中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業(昭和48年度)	※	※	※	-	※				002766	
(15)	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業(昭和63年度)	※	※	※	11	※				002767	
(16)	保険料追納一時金事業(平成19年度)	※	※	※	-	※				002768	
(17)	中国残留邦人等に対する支援給付事業(平成20年度)	※	※	※	10	※				002769	

達成目標5について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	目標年度	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
12	履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。	・ 軍人軍属であった期間の年金通算や叙勲申請に伴う履歴証明を迅速に行うため、履歴証明を受付後、概ね3ヶ月以内に処理した割合を測定し、毎年度100%を目標値とする。 (参考1)令和2年度実績:100% (参考2)令和6年度実績値100%は分子:令和6年度の受付件数(3,036件)、分子:受付後3ヶ月以内に処理した件数(3,036件)から算出したもの。
13	恩給請求書を受付後1.25ヶ月以内に総務省に進達した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな恩給請求書の内容確認を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 ・ 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 なお、令和5年度までは受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合を100%とすることを目標に掲げていたが、毎年度目標値を達成したため、更なる迅速化を目指し、令和6年度より、受付後1.25ヶ月以内に進達した割合を100%とすることを目標としている。 (参考1)令和2年度実績:100% (参考2)令和6年度実績値100%は分子:令和6年度に総務省に進達した件数(7件)、分子:令和6年度に総務省に進達した件数のうち恩給請求書を受付後1.25ヶ月以内に総務省に進達した件数(6件)から算出したもの。
14	抑留中死亡者の特定候補者の選定を実施した数(件)(アウトプット)	-	-	147件	毎年度	-	-	-	147件	134件	・ 抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等から取得した資料と国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用し、照合調査を充実させるという課題に対して、抑留中死亡者の特定候補者の選定を実施した数は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 ※特定候補者とは、ロシア連邦政府等から取得した資料に抑留中死亡者として名前の記載がある者のうち、身元が特定されていない者で、国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料による抑留中死亡者と情報の一致が確認でき、両者が同一人物である可能性が高い者という。 (出典):業務上取得した計数による。 (参考):厚生労働省推計の抑留中死亡者約55,000人(うち令和6年度末までに身元を特定した数41,107人) ※なお、旧ソ連地域及びモンゴル地域以外のその他地域(旧満州・北朝鮮・樺太等)における死亡者についても、上記取得資料が存在する場合は、身元の特定を進めており、令和6年度末までの特定者数は1,040人である。	・ 戦後75年以上を経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。 ・ 但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等との外交上の調整をふまえた資料取得の状況にもよるため、日本政府において取組可能な特定候補者の選定を実施した数を目標とする。 (当該特定候補者を最終的な特定に繋げるためには、ロシア連邦政府等へ新たな資料の提供要請等を行う必要がある。) ・ 年々、ロシア連邦政府等から新たに取得する情報が減少していることを踏まえ、過去3年間の実績値の平均値を目標値とする。
達成手段5		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(18)	戦没者叙勲等の進達等事業(昭和38年度)	※	※	※	-	※					002772	
(19)	人事関係等資料整備事業(平成3年度)	※	※	※	12.14	※					002770	
(20)	旧軍人遺族等恩給進達事務事業(平成3年度)	※	※	※	13	※					002771	
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			令和7年度			政策評価実施予定時期	令和6年度
施策の執行額(千円)		10,600,841			9,815,394			9,832,751				
		9,735,756			9,323,094							
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明					令和4年2月25日			援護施策については、国の責務として、可能な限り多くの御遺骨を収集し、御遺族に早期にお渡しできるよう、全力を尽くします。また、慰霊事業に取り組むとともに、戦傷病者や戦没者遺族に対する年金や特別弔慰金等の支給、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。		

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。

